

飯塚市総合体育館ネーミングライツパートナー募集要項

1 目的

飯塚市では、民間事業者との協働の下に市有施設を有効に活用し、新たな歳入の確保とサービスの向上を図ることを目的として、飯塚市総合体育館の愛称の命名権者（以下「ネーミングライツパートナー」という。）を以下のとおり募集する。

2 施設の概要

- (1) 名称 飯塚市総合体育館
- (2) 所在地 飯塚市鯉田 1 5 6 0 番地 5
- (3) 利用時間 午前 9 時から午後 1 0 時まで
- (4) 休館日 1 2 月 2 9 日から翌年の 1 月 3 日まで
- (5) 施設概要

開館年月日：令和 5 年 4 月 1 5 日

構造及び規模：鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造 地上 2 階建

延床面積：8,894.53 m²

施設内容：メインアリーナ、観客席（最大約 2, 0 0 0 席）、多目的ホール、多目的室、会議室（3 室）、控室（2 室）、トレーニングルーム、弓道場（6 人立ち）

(6) 利用状況

	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
メインアリーナ	80,349 人	108,700 人	110,284 人
多目的ホール	26,755 人	25,666 人	27,937 人
多目的室	11,926 人	13,067 人	13,585 人
会議室	8,199 人	8,829 人	9,227 人
控室	1,340 人	1,552 人	1,382 人
トレーニングルーム	61,984 人	60,625 人	67,279 人
弓道場	4,280 人	4,192 人	2,712 人
合 計	194,833 人	222,631 人	232,406 人

(7) 施設の管理者 一般社団法人飯塚市スポーツ協会（現指定管理者）

3 募集概要

(1) 命名権の対象

「飯塚市総合体育館」の愛称

(2) 命名条件

- ① 市民や施設利用者にとって、親しみやすい、わかりやすい、呼びやすいものとする。
- ② 愛称には「アリーナ」、「体育館」等、施設の設置目的や性格をイメージできる

言葉を含むものとする。

- ③ 施設利用者の混乱を避けるため、契約期間内の愛称の変更はできないものとする。
- ④ 愛称の使用開始から一定の期間（１年間程度）は、条例上の施設名称をカッコ書きにして愛称に併記する場合がある。
- ⑤ 著作権、商標権等の知的財産権については、応募者側において権利者との調整等を完了していることが必要である、それらに関する紛争等が生じた場合、応募者側の責任と費用において解決するものとし、市は責任を負わないものとする。
- ⑥ 次のいずれかに該当するものは、愛称として使用することはできない。
 - ア 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
 - イ 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
 - ウ 人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの
 - エ 政治性のあるもの
 - オ 宗教性のあるもの
 - カ 社会問題についての主義又は主張にあたるもの
 - キ 個人又は法人の名刺広告にあたるもの
 - ク 良好な景観の形成又は風致の維持等を害するおそれがあるもの
 - ケ 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
 - コ 市政運営に支障を及ぼし、市の信用又は品位を害するおそれがあるもの
 - サ アからコまでに掲げるもののほか、愛称として使用することが適当でないと市長が認めるもの

（３）募集期間

ネーミングライツパートナーの募集期間は、令和８年９月２４日（木）から令和８年１０月２８日（水）までの３５日間とする。

（４）応募資格

ネーミングライツパートナーの応募資格については、応募者としてふさわしい資力及び信用を備えた法人とし、次の①から⑨までのいずれかに該当する者は除くものとする。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に該当する者
- ② 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）で風俗営業と規定される業種を含む者
- ③ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）及び会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による再生又は更生手続中の者
- ④ 各種法令等に違反している者
- ⑤ 国税及び地方税を滞納している者
- ⑥ 応募時点で本市の指名停止処分を受けている者
- ⑦ 政治的活動又は宗教的活動を主たる目的とする者

⑧ 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同法第2条第6号に規定する暴力団員と密接な関係を有する者

⑨ ①から⑧までに掲げる者のほか、市が命名権の応募者としてふさわしくないと認める者

※ 市が実施する審査において、応募した法人が上記に該当すると判明した場合は失格とする

※ ネーミングライツに関する契約の締結後、ネーミングライツパートナーが上記に該当した場合、契約を解除する

（5）希望命名権料

年額500万円以上

※消費税及び地方消費税は、別途必要とする

※希望命名権料以上での募集とする

※契約期間が年度途中から開始（又は終了）する場合は、当該年度分は月割計算（千円未満切捨）した額とする

（6）希望契約期間

5年以上

※希望契約期間以上（年単位）での募集とする

（7）費用負担

ネーミングライツパートナー決定による命名権料とは別に、愛称表示に伴い発生する費用負担は、次のとおりとする。

区 分	市	ネーミングライツ パートナー
敷地内外の名称標示等の表示変更(※1)		○
ネーミングライツパートナーが変更・新設した名称標示板等の維持管理		○
契約期間満了に伴う原状回復(※2)		○
パンフレットや封筒等の印刷物(※3)	○	
施設ホームページの表示変更(※4)		○

※1 敷地外、道路標識等の表示変更は、市や関係機関と協議のうえ行うこと。また、新規の名称標示板等の設置については、設置の可否も含めた協議が必要となる。

※2 当該施設のネーミングライツパートナーを継続しない場合は、契約期間満了までに、速やかに原状回復すること。

※3 印刷物については、残部数や改訂時期等を考慮しながら変更時期について協議する。

※4 施設のホームページの表示変更については、指定管理者と協議のうえ行うこと。

（8）ネーミングライツパートナーの特典（スポンサーメリット）

- ア 愛称の命名権により、市有施設に法人の名称や商品名等を含む愛称を表示することで、施設利用者をはじめとする多くの人々の目に触れ、企業の知名度やイメージ向上につながる。
- イ 命名権料は市有施設のサービス向上等の地域貢献に資する費用として役立てられる。
- ウ 市有施設のネーミングライツパートナーであることを広報できる。
- エ ネーミングライツパートナー及び愛称の決定に係る報道機関への発表及び市ホームページ等への掲載による市民等への浸透。
- オ 施設ホームページ等での愛称使用による利用者への浸透。
- カ 市とネーミングライツパートナー双方の合意により、同一の命名権料（年額）による契約更新を可能とする。また、その契約更新の期間（年単位）はネーミングライツパートナーの希望によるものとされる。
- キ 上記のほか、ネーミングライツパートナーより、法人のPRのためのチラシの配架、PR映像放映等の提案がある際には、市や指定管理者等との協議のうえ、その内容が認められる場合、ネーミングライツパートナーの費用負担により実施できる。

（９）その他

（７）※１にあるとおり、名称標示板等の新設及び変更に当たっては、飯塚市都市景観条例の規定に沿う必要があることから、飯塚市都市計画課と事前に協議すること。

また、ネーミングライツパートナーが発行する地図等における愛称の表示については、発行するネーミングライツパートナーの判断に委ねられる。

４ 応募方法

（１）申請書類の提出方法等

申請書類等は、令和８年１０月２８日（水）午後４時００分までを提出期限とし、持参又は郵送により提出すること。

なお、持参する場合は、午前９時００分から午後４時００分までの間（土曜日、日曜日、祝日等の閉庁日を除く。）に持参することとする。郵送する場合は書留に限ることとし、提出期限までに必着とする。

（２）申請書類の提出先又は郵送先

「１２ 問い合わせ先及び書類の提出先」に記載する担当窓口にすること。

（３）提出書類

申請に当たっては、以下の書類を提出すること。なお、市が必要と認める場合は追加資料の提出を求めることがある。

① 飯塚市ネーミングライツ申込書【様式１】

（添付書類）

- ア 法人登記事項全部証明書（商業登記簿謄本）
- イ 法人の概要がわかる書類

ウ 定款、寄附行為又は規約

エ 直近 1 事業年度分の決算報告書（貸借対照表、損益計算書等）及び事業報告書

オ 直近 1 年間分の納税証明書（法人税、消費税及び地方消費税、法人県民税、法人事業税）

カ 印鑑証明書

② 法人役員名簿【様式 2】

③ 誓約書【様式 3】

④ 委任状（代理人が応募する場合）【様式 4】

（４）質問の受付及び回答方法

募集要項の内容等に関する質問については、次のとおり受け付けるものとする。

ア 受付期限 令和 8 年 1 0 月 7 日（水）午後 4 時 0 0 分まで（必着）

イ 提出方法 質問状【様式 5】により電子メールで提出すること。なお、電子メール以外は受け付けない。

※ 電子メールの表題は「飯塚市総合体育館ネーミングライツパートナー募集に関する質問状（事業者名）」とすること

ウ 回答方法 質問に対する回答は、令和 8 年 1 0 月 1 4 日（水）までに市公式ホームページで質問者名を伏せて掲載する。

（５）応募に関する留意事項

ア 審査の結果、応募された愛称について、市民に誤解や混乱を与えるおそれがあると判断した場合等には、応募者と愛称の修正について協議することがある。

イ 提出書類について、提出期限以降において差し替え及び追加、削除は一切認めない。

ウ 提出書類については、理由のいかんを問わず返却しない。また、提出書類は飯塚市情報公開条例（平成 18 年飯塚市条例第 10 号）に基づく情報公開の対象となる。

エ 応募に関して必要となる費用は、すべて応募者の負担とする。

オ 提出書類は必要に応じ複写する。

5 ネーミングライツパートナーの選定方法

優先交渉権者の選定については、市職員で組織する公民連携推進委員会において審査し、庁議において選定する。

選定に当たっては、応募者として適正か審査、選定を行い優先交渉権者の決定と併せて、交渉順位についても決定する。なお、応募者が 1 社の場合でも審査を行うものとする。

※ 優先交渉権者とは、応募者のうち、有利な条件で契約を締結できる者として、他の応募者に優先して市が契約交渉を行う法人を指す

(1) 審査基準

優先交渉権者を選定する審査基準については、以下のとおりとする。

なお、審査結果が満点の6割に満たない場合は、交渉権の対象者とししない。

選定項目	審査項目	配点等
応募資格	・本要項中「3 募集概要(4)応募資格」に規定を満たしているか ・経営状況に問題はないか ・公序良俗に反する行為や脱法行為の実績はないか ・その他指名停止、税滞納等の該当がないか	条件を充足しているかの確認を行う
愛称	・本要項中「3 募集概要(2)命名条件」の規定を満たしているか ・親しみやすい、わかりやすい、呼びやすい名称であるか ・施設の設置目的や性格をイメージできる名称であるか ・施設のイメージを損ねるような名称ではないか	条件を充足しているかの確認を行う
応募者	・応募の趣旨・目的 ・応募者の社会貢献・文化活動等に対する支援や実績 ・今後の計画等の内容	10点
命名権料	希望命名権料以上であるか	30点
契約期間	希望契約期間以上であるか	10点
合 計		50点

6 優先交渉権者との協議及び契約の締結

公民連携推進委員会で審査の後、庁議において優先交渉権者を選定し、その結果をすべての応募者に文書をもって通知する。

市と優先交渉権者は、愛称の使用開始時期、愛称の表示方法等について協議する。協議の結果、優先交渉権者と契約締結に至らない場合は、次点の応募者を優先交渉権者とする。

市と優先交渉権者との協議が整った場合には、優先交渉権者をネーミングライツパートナーとして決定し、ネーミングライツに関する契約を締結する。

7 命名権料の納付方法

命名権料は、契約期間中の各年度の5月末日（初年度は、契約期間開始日の翌月の末日）までに当該年度分の命名権料（分割不可）を納付すること。

なお、契約期間が年度途中から開始（又は終了）する場合は、初年度（及び最終年度）の納入額は命名権料を月割計算（千円未満切捨）した額とする。

8 リスク負担

(1) 市及び第三者に損害が生じた場合のリスク負担

愛称又はネーミングライツパートナーが設置・変更した名称標示板等に関連し、第三者からの苦情、被害救済、損害賠償等の請求等の問題が生じたときは、ネーミングライツパートナーの責任及び負担により解決するものとする。

(2) その他のリスク負担

その他、定めのないリスクが生じた場合は、市とネーミングライツパートナーが協議し、決定することとする。

9 契約の解除

契約締結後、ネーミングライツパートナーが「3 募集概要の(4)応募資格」に該当することとなったとき、社会的信用を損なう行為により施設のイメージが損なわれるおそれがあるとき、その他命名権者とするのが適当でないと認められるときは、市は契約を解除することができるものとする。

この契約解除に伴う名称標示板等の撤去等に必要な経費は、ネーミングライツパートナーの負担とする。

なお、契約を解除した場合、違約金として命名権料総額（一部が納付されているときはその額を控除した額）の10%に相当する額（千円未満切捨）の支払いを求めるものとする。この場合、納付済みの命名権料の返還は行わない。

10 契約の更新

契約期間の満了に際し、原則として期間満了8箇月前までに、本市とネーミングライツパートナー双方の合意があるときは、当該契約期間満了後も同一の命名権料（年額）による契約更新ができるものとする。なお、契約更新の期間については、ネーミングライツパートナーが希望する期間（年単位）とし、以降も同様とする。

11 スケジュール（予定）

内 容	期 日
募集開始	令和8年 9月24日（木）
質問受付期限	令和8年10月 7日（水）午後4時00分
質問回答期限	令和8年10月14日（水）
申請書類の提出期限	令和8年10月28日（水）午後4時00分
公民連携推進委員会の開催 （審査会の開催）	令和8年11月
庁議の開催 （優先交渉権者の選定）	令和8年11月
優先交渉権者の選定結果の 通知・公表	令和8年12月
契約締結に向けた協議	令和9年 1月～ 2月
契約締結	令和9年 2月

1 2 問い合わせ先及び書類の提出先

〒820-8605 福岡県飯塚市忠隈523番地 穂波庁舎1階

飯塚市 市民協働部 スポーツ振興課 スポーツ振興係（担当：平田・辻田）

電話番号： 0948-96-8698（内線2142）

FAX： 0948-25-8994

E-mail： sports-s@city.iizuka.lg.jp